

新料金

長野県伊那文化会館附属設備・備品利用料

令和元年 10月 1日改正

区分	名称	単位	1区分当たり 利用料(円)	1時間当たり 延長料(円)	
舞台設備	舞台所作台	1式	10,200	3,060	
	仮設鳥屋囲	1式	1,000	300	
	仮設能舞台	1式	26,500	7,950	
	舞台大臣囲	1式	2,100	630	
	吊枝	1式	2,100	630	
	松竹羽目	1式	2,600	780	
	びょうぶ	1双	1,500	450	
	舞台小迫り	1式	1,000	300	
	振り落とし装置	1式	200	60	
	めくり台	1台	100	30	
	雪かご	1台	200	60	
	もうせん	1枚	300	90	
	上敷ござ	1枚	300	90	
	地がすり	1枚	1,500	450	
	舞台用座布団	1枚	100	30	
	ジョーゼット幕	1式	2,600	780	
	定式幕	1枚	1,000	300	
	効果用幕	1枚	1,000	300	
	舞台床シート	1枚	700	210	
	音響反射板	1式	5,300	1,590	
	オーケストラピット	1式	7,600	2,280	
	オーケストラ台(大)	1式	5,300	1,590	
	オーケストラ台(小)	1式	2,600	780	
	平台	1台	200	60	
	指揮者台	1台	200	60	
	オペラ指揮者用譜面台	1台	200	60	
	楽員用譜面台	1台	50	10	
	楽員用いす	1脚	50	10	
	演台	大ホー	1式	500	150
		小ホー	1式	200	60
脇台	1台	100	30		
花台	1台	100	30		
司会卓	1台	100	30		
効果用マシン	1台	1,000	300		
持込器具電気料	1KW	300	90		

区分	名称	単位	1区分当たり 利用料(円)	1時間当たり 延長料(円)	
照明設備	Aセット	大ホー	1式	13,200	3,960
		小ホー	1式	6,500	1,950
	Bセット	大ホー	1式	30,600	9,180
		小ホー	1式	22,400	6,720
	C	セット	1式	43,800	13,140
	D	セット	1式	61,100	18,330
	スポットライト	500W)	1台	200	60
	スポットライト	(750W)	1台	200	60
	スポットライト	(1KW)	1台	250	70
	ハロゲンスポットライト	(500W)	1台	250	70
	ハロゲンスポットライト	(1KW)	1台	300	90
	ハロゲンスポットライト	(1.5KW)	1台	350	100
	ハロゲンスポットライト	(2KW)	1台	400	120
	パンチライト		1台	300	90
	アップパー 水平 ライト	大ホー	1列	1,500	450
		小ホー	1列	400	120
	ローア 水平 ライト	大ホー	1列	1,500	450
		小ホー	1列	400	120
	カッタースポットライト		1台	300	90
	ピンスポットライト		1台	1,000	300
	センターピンスポットライト		1台	3,200	960
	ストリップライト	(12灯)	1台	300	90
	ストリップライト	(4灯)	1台	200	60
	効果用マシン		1台	700	210
	プロジェクタースポットライト		1台	300	90
	先玉		1台	200	60
	舞台フットライト		1列	600	180
	花道フットライト		1列	400	120
	持込器具電気料		1KW	300	90
	楽器	ピアノ(外国製大型)	1台	10,200	3,060
ピアノ(外国製中型)		1台	5,300	1,590	
ピアノ(大型)		1台	5,300	1,590	
ピアノ(たて型)		1台	1,000	300	
大太鼓		1台	500	150	
持込器具電気料		1KW	300	90	

区分	名称	単位	1区分当たり 利用料(円)	1時間当たり 延長料(円)		
音響設備	マイクロフォン	1台	600	180		
	3点吊マイク装置	1基	1,000	300		
	ワイヤレスマイクロフォン	1台	1,000	300		
	マイク用エレベーター	1台	800	240		
	マイクスタンド	1台	200	60		
	ステージスピーカー	1式	1,300	390		
	移動型スピーカー	1台	1,000	300		
	はね返りスピーカー	1台	1,000	300		
	サブミキサー卓(A)	1台	2,300	690		
	サブミキサー卓(B)	1台	1,300	390		
	効果用マシン	1台	1,000	300		
	テープレコーダー(据置型)	1台	1,000	300		
	テープレコーダー(可搬型)	1台	600	180		
	カセットテープレコーダー	1台	600	180		
	デジタルオーディオテープレコーダー	1台	900	270		
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	500	150		
	ミニディスクプレーヤー	1台	1,100	330		
	レコードプレーヤー	大ホー	1台	600	180	
		小ホー	1台	500	150	
	移動式モニターテレビジョン装置	1式	1,000	300		
	拡声装置	大ホー	1式	3,200	960	
		小ホー	1式	700	210	
	持込器具電気料	1KW	300	90		
	映写設備	オーバーヘッドプロジェクター	1台	500	150	
		ビデオプロジェクター(小型)	1台	1,100	330	
		ビデオプロジェクター(中型)	1台	2,800	840	
		ビデオプロジェクター(大型)	1台	11,800	3,540	
		映写スクリーン	大ホー	1台	1,000	300
			小ホー	1式	500	150
		持込器具電気料	1KW	300	90	
その他	テレビ録画・中継設備	1式	10,200	3,060		
	ラジオ録画・中継設備	1式	5,300	1,590		
	持込器具電気料	1KW	300	90		

冷暖房料等	大ホー	1時間まで	8,500
	小ホー	ごとに	1,200
	電気器具の持込みによる電力使用	定格消費電力の合計が1KWごとに	300

備考

- 金額は、利用1回(午前9時から午後零時30分まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時30分から午後9時30分まで)についてのものとする。
- 許可された利用時間を超えて利用する場合は、超過時間(超過時間が1時間に満たないときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときはこれを切り上げる。)1時間につき、この表に定める区分に従い、当該区分に定める額の100分の30に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。